

### Press Release

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局 発表  
令和2年6月30日(火)  
午前8時30分 解禁

担 当	京都労働局 労働基準部健康安全課 健康安全課長 堀 記子 安全専門官 河野 孝昭 電話 075-241-3216(ダイヤルイン)
--------	---------------------------------------------------------------------------

## 令和元年（平成31年）の京都府下の労働災害発生状況をまとめました。 ～休業4日以上<sup>〇</sup>の死傷災害は減少も、死亡者数は大幅増加～

京都労働局（局長：<sup>かねざしよしゆき</sup>金刺義行）は、このたび、令和元年（平成31年）の労働災害発生状況を別添のとおりとりまとめましたので、公表します。

第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、引き続き重点業種対策や高年齢労働者対策などに取り組んでまいります。

令和元年（平成31年）の労働災害による死亡者数は48人（対前年比 39人増）、休業4日以上<sup>〇</sup>の死傷者数は2,389人（対前年比 89人減）となりました。死亡災害について、放火事件での死亡者数を除いても12人となり、前年より3人増加しました。

労働災害発生状況の概要は次の通りです。

- 1) 業種別にみると、製造業（448人<sup>①</sup>）、運輸業（369人<sup>①</sup>）、商業（358人<sup>①</sup>）、保健衛生業（317人）、建設業（268人<sup>⑦</sup>）の順であった。〇数字は死亡者数  
運輸業のうち陸上貨物運送事業では250人と前年より50人減少、死亡災害はゼロであった。
- 2) 事故の型別では、「転倒」が456人（19.1% 対前年比36人減）と前年より減少しているものの依然最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」が415人（17.4% 22人増）、「墜落・転落」が387人（16.2% 91人減）となっており、「墜落・転落」災害が減少した一方で、「動作の反動・無理な動作」（腰痛等）の増加が目立った。
- 3) 年齢別では、60歳以上が583人で、前年より23人減少しているものの全体の24.4%、概ね4分の1を占めている。
- 4) 災害の程度としては、53.6%の被災者が1か月以上の休業（死亡を除く）を要していた。
- 5) 事業場規模別では、従業員数50人未満の事業場での発生が1,375人で全体の57.6%、概ね6割を占めている

7月1日から「令和2年度 全国安全週間（第93回）」です。

エイジフレンドリー職場へ！みんなで改善 リスクの低減

添付資料

- 別添 令和元年（平成 31 年）労働災害発生状況の分析
- 資料 1 京都府内の業種別労働災害発生状況 令和元年 確定版
  - 資料 2 令和元年 死亡災害発生状況
  - 資料 3 令和元年 死亡災害一覧
  - 資料 4 令和元年 労働災害発生状況（グラフ）
  - 資料 5 エイジフレンドリーガイドライン（パンフレット）  
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

## 令和元年（平成 31 年）労働災害発生状況の分析

令和 2 年 6 月・京都労働局

## 1 概況

京都府下の令和元年（平成 31 年）の労働災害による被災者数は、休業 4 日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）は 2,389 人（前年比－89 人、3.6%減）、と減少した一方、死亡災害が 48 人（前年比＋39 人、433%増）と大幅に増加した。大幅増となった原因は、令和元年 7 月に発生した放火事件によるものであるが、放火事件での死亡者を除いても 12 人と前年より 3 人増加となっている。

全国における令和元年（平成 31 年）の労働災害による被災者数は、死傷災害が 125,611 人（前年比－1,718 人、1.3%減）、死亡災害が 845 人（前年比－64 人、7.0%減）といずれも減少となり、死亡者数は 2 年連続で過去最少となった。

「第 13 次労働災害防止計画」（平成 30 年度～令和 4 年度）において、死亡者数については、目標〔平成 29 年比で死亡者数を 15%以上減少させる（978 人→831 人以下とする。）〕達成に向け、着実に減少しているが、死傷者数については平成 29 年度（120,460 人）と比較し、未だ多くの業種において増加する結果となった。

一方、京都府下の死傷災害は、増減を繰り返しながら長期的には減少し、平成 28 年に 2,296 人と過去最低となるも、その後も増減を繰り返している。近年、運輸業、第三次産業は増加傾向にあったが、運輸業については減少となった。

「第 13 次労働災害防止推進計画」（以下「13 次防」という。）において、死亡者数については目標〔12 次防期間と比較して 15%以上減少させる（83 人→70 人）〕達成が非常に厳しい状況となった。

表 1 死亡災害・死傷災害発生状況

	令和元年	平成 30 年	増減 (%)	平成 29 年
死亡災害 (人)	48	9	+433	21
休業 4 日以上の死傷災害 (人)	2389	2478	－3.6	2430

## (1) 死亡災害

※ 1 死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計

業種別では、建設業 7 人(+4)、製造業 1 人(±0)、運輸交通業 1 人(±0)、商業 1 人(－3)、清掃・と畜業 1 人(+1)、その他 37 人(+37)となっている。

事故の型別では、「墜落・転落」5 人(+3)、「飛来・落下」2 人(+2)、「交通事故」2 人(－1)、「崩壊・倒壊」1 人(±0)、「激突され」1 人(+1)、「高温・低温の物との接触（熱中症）」1 人(+1)、「火災」36 人(+36)である。

「墜落・転落」のうち 4 人が建設業（建築工事業）である。

表2 業種別死亡災害発生状況

	27年	28年	29年	30年	元年	合計	13次防目標値
全産業	20	8	21	9	48	57	70
建設業	7	2	10	3	7	10	22
製造業	2	0	3	1	1	2	8
林業	1	1	0	0	0	0	3
商業	3	1	2	4	1	5	—
運輸交通業	5	1	4	1	1	2	—
清掃業	0	0	1	0	1	1	—
警備業	0	0	1	0	1	1	—
映画・演劇業	0	0	0	0	36	36	—

## (2) 死傷災害

※2 労働者死傷病報告をもとに、休業4日以上の死傷者数を集計

業種別では、多い方から、①製造業 448人（構成比 18.8%）、②運輸業 369人（同 15.4%）、③商業 358人（同 15%）、④保健衛生業 317人（同 13.3%）、⑤建設業 268人（同 11.2%）の順である。製造業・商業については人数は減少しているが構成比は増加、保健衛生業は人数・構成比ともに増加し、建設業・運輸業は人数・構成比ともに減少した。建設業のうち建築工事業は42人（-20.8%）と大幅に減少した一方、保健衛生業は29人（+10.1%）の増加となった。

表3 業種別死傷災害発生状況

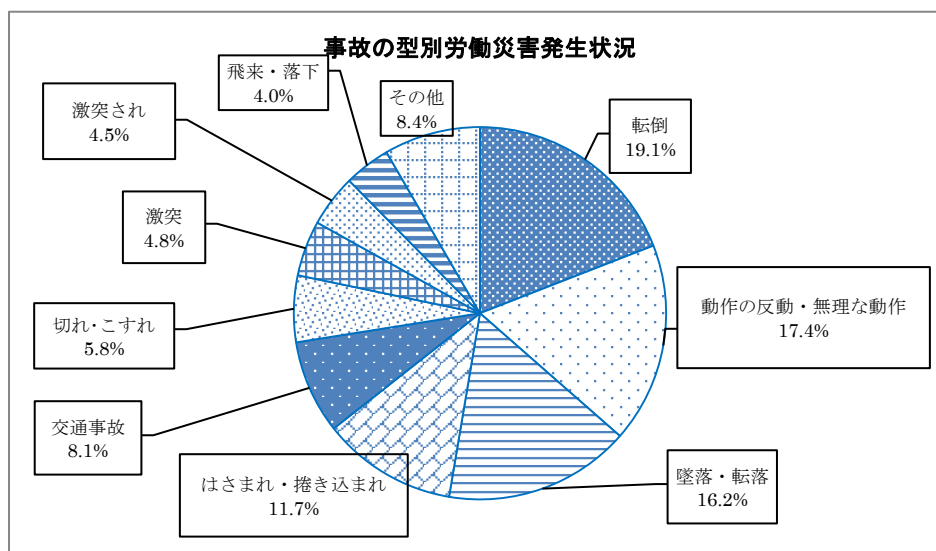
	休業4日以上の死傷災害										13次防 目標 数値
	件数					対前年増減率（%）					
	27年	28年	29年	30年	元年	27年/26年	28年/27年	29年/28年	30年/29年	元年/30年	
全産業	2468	2296	2430	2478	2389	6.2	-7.0	5.8	2.0	-3.6	2308
製造業	466	435	483	458	448	10.2	-6.7	9.9	-5.2	-2.2	
建設業	308	271	304	296	268	-12.7	-12.0	12.2	-2.6	-9.5	
運輸業	426	410	412	430	369	5.2	-3.8	0.5	4.4	14.2	
陸上貨物運送事業	283	252	275	300	250	5.2	-11.0	9.1	9.1	-16.7	減少させる
林業	37	36	26	30	26	2.7	-2.7	-27.8	15.4	-13.3	
小売業	259	232	257	248	254	-4.4	-10.4	10.8	-3.5	2.4	減少させる
社会福祉施設	225	216	211	214	232	25.7	-4.0	-2.3	1.4	8.4	減少させる
飲食店	123	117	118	136	114	13.9	-4.9	0.9	15.3	-16.2	減少させる

※陸上貨物運送事業…運輸業のうち、「道路貨物運送業」及び「陸上貨物取扱業」

事故の型別では、①通路等での「転倒」456人、②腰痛などの「動作の反動・無理な動作」415人、③「墜落・転落」387人、④動力機械等による「はさまれ・巻き込まれ」280人、⑤交通事故194人となっている。前年に比べ大きく減少しているものの、発生件数は依然として転倒災害の占める比率は高くなっている。

表4 事故の型別死傷災害発生状況

	事故の型	発生件数	構成比	増減
1	転倒	456	19.1%	-36
2	動作の反動・無理な動作	415	17.4%	+22
3	墜落・転落	387	16.2%	-91
4	はさまれ・巻き込まれ	280	11.7%	+6
5	交通事故（道路）	194	8.1%	-11

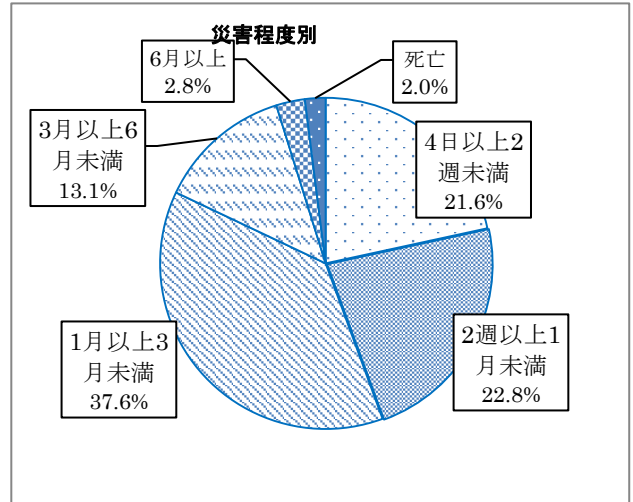
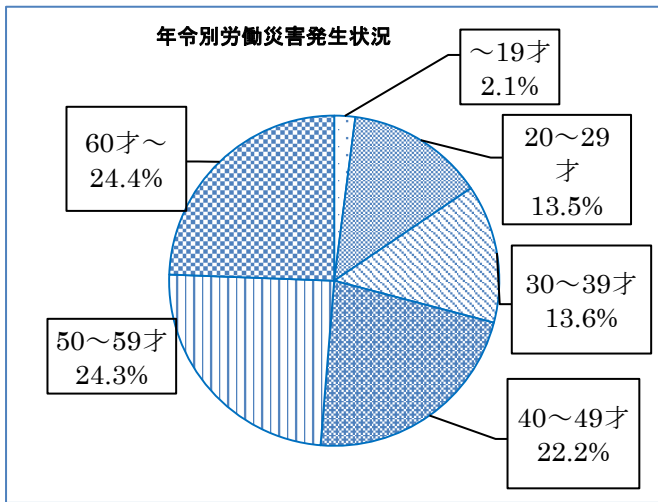


年齢別では、60歳以上が583人で全体の24.4%を占めている。

災害の程度としては、休業1月未満の災害が全体の44.4%を占めている一方、死亡を除く1か月以上の休業を要する災害は53.6%を占めている。

表5 年齢別及び災害程度別死傷災害発生状況

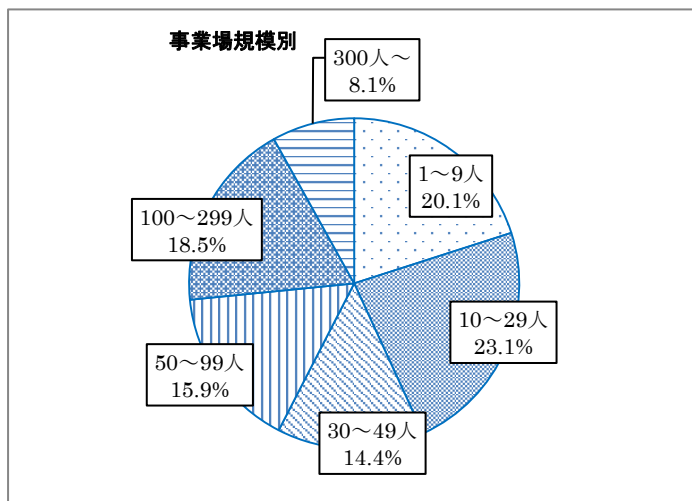
	発生件数	構成比	増減		発生件数	構成比	増減
60歳～	583	24.4%	-23	4日以上2週未満	516	21.6%	-4
50歳～59歳	580	24.3%	-13	2週以上1月未満	545	22.8%	-2
40歳～49歳	531	22.2%	-19	1月以上3月未満	899	37.6%	-101
30歳～39歳	324	13.6%	-27	3月以上6月未満	314	13.1%	-24
20歳～29歳	322	13.5%	±0	6月以上	67	2.8%	+3
～19歳	49	2.1%	-7	死亡	48	2.0%	+39



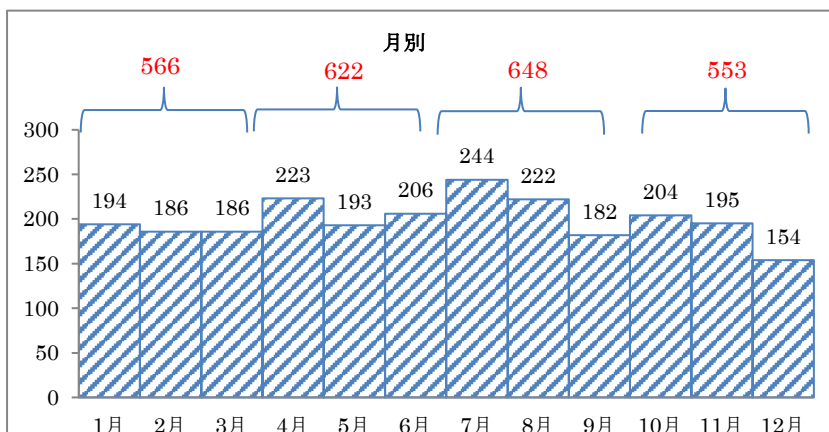
また、事業場規模別では従業員数 30 人未満の事業場での発生が 1,031 人で全体の 43.2%、50 人未満の事業場で 1,375 人と全体の 57.6%を占めている。

災害発生月で見ると、12 月以外は月 200 件前後（うち 4 月・6 月・7 月・8 月・10 月は 200 件超）となっている。また、年度前半である第 1 四半期及び第 2 四半期においては 600 件を超える状況となっている。

表 6 事業場規模別発生状況



人数	発生件数
1～9	479
10～29	552
30～49	344
50～99	379
100～299	442
300～	193
合計	2389



## 2 第13次労働災害防止推進計画重点業種の災害発生状況

13次防における重点業種の労働災害防止目標は下記表7及び表8に示す通りである。

「死亡災害」と「死傷災害」それぞれ重点業種を定めている。

表7 重点業種別目標（死亡災害）

	12次防期間		13次防期間目標
全産業	83人	⇒	70人
建設業	26人	⇒	22人
製造業	10人	⇒	8人
林業	4人	⇒	3人

\* 12次防期間中と比較して  
13次防期間中の死亡者数を  
15%以上減少させる

表8 重点業種別目標（死傷災害）

	2017年		2022年目標
全産業	2,430人	⇒	2,308人
陸上貨物運送事業	267人	⇒	減少させる
小売業	248人	⇒	減少させる
社会福祉施設	204人	⇒	減少させる
飲食店	113人	⇒	減少させる

\* 2017年と比較して  
2022年までに休業4日以上  
の死傷災害を5%以上減少  
させる。

### (1) 建設業の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死亡災害は7人で前年より4人増加、死傷災害は268人で前年より28人(9.5%)減少した。
- 死亡災害は、「墜落・転落」4人、「飛来・落下」2人、「崩壊・倒壊」1人である。
- 死傷災害は、「墜落・転落」が最多(92人←前年109人)であり、続いて「挟まれ・巻き込まれ」(34人←前年30人)、「切れ・こすれ」(26人←前年35人)、「転倒」(24人←前年14人)、「飛来・落下」(23人←前年27人)、「動作の反動」(23人←前年17人)となっている。

建設業の死亡災害は7人と、前年の3人から4人の増加となった。7人中6人が建築工事業（うち木造家屋建築業：1人←前年0人）であり、これも前年より4名増加している。また、死亡災害7人中4人が「墜落・転落」、2人が「飛来・落下」、1人が「崩壊・倒壊」によるものであった。

死傷災害は、労働者死傷病報告による統計を使用し始めた平成12年の672人以降減少傾向にあり、その後増減はあったが、平成30年には300人を下回り、令和元年は268人と過去最低となった。

建設業の中で、死傷災害の発生が最も多いのは建築工事業160人で、建設業の59.7%を占めているが、前年よりは42人減少(160人←前年202人、前年比-20.8%)した。また、建築工事業の中でも木造家屋等建築工事業では、死傷災害は33人と大幅に減少(33人←前年57

人、前年比-42.1%)、死亡災害は1人(前年1人)であった。

土木工事業では死傷災害は48人と2人(4%)の減少にとどまった。

その他の建設業では死傷災害は60人で16人(36.4%)の増加となった。

事故の型としては、「墜落・転落」が92人で全体の34.3%を占め、次いで「挟まれ・巻き込まれ」が34人(12.7%)、「切れ・こすれ」26人(9.7%)、「転倒」24人(9%)と続く。

「墜落・転落」は、全業種では387人であり、このうち92人(23.8%)を占めている状況である。

表9 事故の型別死亡災害発生状況及び事故の型別死傷災害発生状況(建設業)

死亡災害			死傷災害				
	事故の型	発生件数		事故の型	発生件数	構成比	増減
1	墜落・転落	4	1	墜落・転落	92	34.3%	-17
2	飛来・落下	2	2	挟まれ・巻き込まれ	34	12.7%	+4
3	崩壊・倒壊	1	3	切れ・こすれ	26	9.7%	-9
			4	転倒	24	9.0%	+10
			5	飛来・落下	23	8.6%	-4

建設業を取り巻く状況として、令和元年の京都府の設備投資の建築物着工面積、住宅投資の着工新築住宅戸数、公共投資の公共工事前払補償請負金額の前年比と全国数値の前年比と比較すると、全国的には増減にばらつきがあるが、京都府内の設備投資、住宅投資、公共投資のいずれも全国数値の前年比を上回っていることが確認できる。特に、設備投資の比率が昨年に比べて大きく増加している。

建設業においては、設備投資、住宅投資が増加していることから、建築工事の典型的な事故の型である墜落による死亡災害が増加した要因と考えられる一方で、全般的に労働災害が減少傾向にあるのは、装備・装具、環境の改善や安全意識の高揚などの業界全体での安全対策の底上げ等が考えられる。

表10 設備投資・住宅投資・公共投資の状況(出典 京都府経済の動向・令和2年5月報告)

	設備投資(建築物着工面積)		住宅投資(着工新築住宅戸数)		公共投資(公共工事前払保証請負金額)	
	単位 m <sup>2</sup>		単位 戸数		単位 百万円	
	全国	京都	全国	京都	全国	京都
30年	12,393,088	196,926	942,370	14,704	13,920,955	199,907
元(31)年	11,026,824	283,982	905,123	15,600	14,838,430	212,929
元年/30年	89.0%	<b>144.2%</b>	96.0%	<b>106.1%</b>	106.6%	106.5%

## (2) 製造業の労働災害発生状況



(ポイント)

- 死亡災害は1人で、前年と同数、死傷災害は448人で、前年より10人(3.6%)減少した。
- 死亡災害は工場内での熱中症である。
- 死傷災害は、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が最多(144人←前年116人)であり、続いて「転倒」(82人←前年102人)、「動作の反動・無理な動作」(49人←前年50人)となっている。

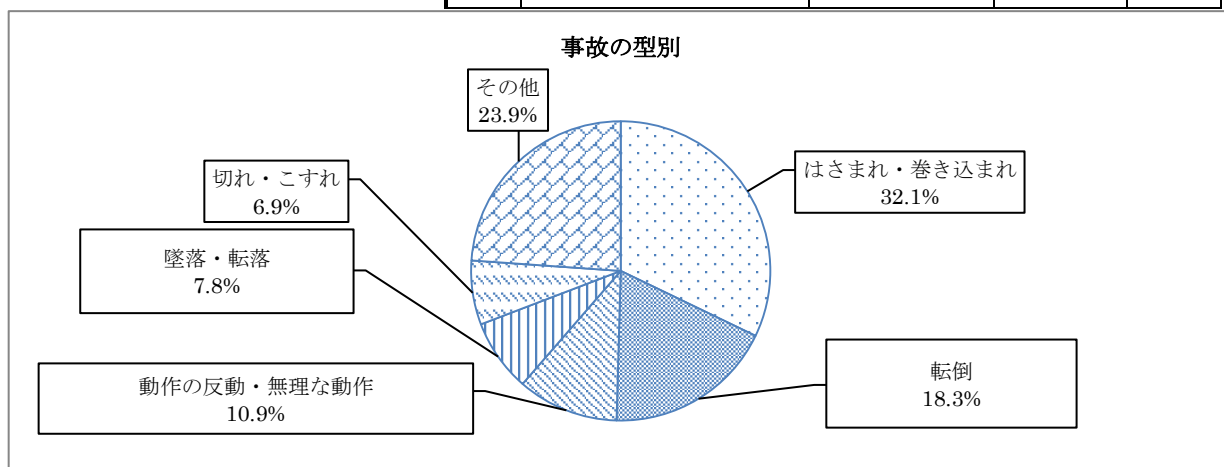
製造業の死亡災害は、1人(40代男・100人～299人規模・紙加工品製造業)と、前年と同数であった。死亡原因は、熱中症であった。

死傷災害の内訳では①食料品製造業148人(前年比-5人)、②金属製品製造業58人(前年比+12人)、③一般機械器具製造業44人(前年比-1人)の順となっている。

死傷災害の事故の型では「はさまれ・巻き込まれ」が144人と全体の32.1%を占める。前年と比較して28人の増加となった。「転倒」は、20人減少(前年比-19.6%)減少しているが、全体の18.3%を占めており、製造業の中では2番目に多い。次いで、「動作の反動・無理な動作」が49人で1人減少、「墜落・転落」は35人で、おおよそ半減の32人の減少、「切れ・こすれ」では8人減少した。

表11 事故の型別死亡災害発生状況及び事故の型別死傷災害発生状況(製造業)

死亡災害			死傷災害				
	事故の型	発生件数		事故の型	発生件数	構成比	増減
1	熱中症	1	1	はさまれ・巻き込まれ	144	32.1%	+28
			2	転倒	82	18.3%	-20
			3	動作の反動・無理な動作	49	10.9%	-1
			4	墜落・転落	35	7.8%	-32
			5	切れ・こすれ	31	6.9%	-8



製造業の死傷災害は、前年より減少したとはいえ、-10人と小幅である。金属製品製造業は+12人(58人←前年46人)、繊維工業・繊維製品製造業は+10人(25人←前年15人)と増加、減少幅が大きかったのはその他の製造業の-22人(29人←前年51人)であった。

表 12 製造業における労働災害発生状況の推移

	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
<b>製造業</b>	<b>466</b>	<b>435</b>	<b>483</b>	<b>458</b>	<b>448</b>
食料品製造業	132	143	151	153	148
繊維工業・繊維製品製造業	22	15	26	15	25
木材・木製品等製造業	22	19	27	18	14
パルプ・紙・印刷・製本業	31	29	39	26	29
化学工業	30	20	24	29	30
窯業土石製品製造業	18	18	16	13	10
鉄鋼・非鉄金属製造業	19	15	9	11	16
金属製品製造業	63	54	63	46	58
一般機械器具製造業	47	23	37	45	44
電気機械器具製造業	21	30	27	28	30
輸送用機械等製造業	16	13	18	21	13
電気・ガス・水道業	5	4	0	2	2
その他の製造業	40	52	46	51	29

表 13 鋳工業生産指数(平成 27 年=100)

31 年	京都		全国	
	指数	前年同月 変化率	指数	前年同月 変化率
1	93.9	△3.9	102.3	0.2
2	93.6	△4.1	103.3	△0.7
3	89.5	△11.0	102.8	△4.1
4	90.8	△8.6	102.7	△0.7
5	90.9	△9.7	104.2	△1.9
6	87.5	△10.3	101.5	△3.9
7	92.9	△4.5	102.2	0.8
8	89.3	△10.5	100.5	△5.5
9	92.8	△4.6	102.4	1.2
10	86.7	△11.8	98.3	△8.2
11	83.0	△14.2	97.7	△8.5
12	90.3	△3.0	97.9	△3.7

※平成 31 年の鋳工業生産指数によれば、比較対象としている平成 27 年に比べ、京都では年間を通じて低く、また、前年同月比率においても年間を通じてマイナスとなっている（全国では 27 年比指数で 9 月までは高く、対前年同月比率においてもプラスの月がある。

表 14 雇用保険産業別的適用状況（製造業）

		適用事業所数	被保険者数
平成 30 年	全体	44,282	746,423
3 月末	製造業	6,316	184,234
平成 31 年	全体	44,762 <sup>㊦</sup>	754,232 <sup>㊦</sup>
3 月末	製造業	6,249 <sup>㊦</sup>	186,536 <sup>㊦</sup>
令和 2 年	全体	45,156 <sup>㊦</sup>	763,960 <sup>㊦</sup>
3 月末	製造業	6,187 <sup>㊦</sup>	188,005 <sup>㊦</sup>

※雇用保険産業別適用状況によれば、直近 3 か年において、製造業の適用事業所数は減少しているが、被保険者数は増加している。

### （3）林業の労働災害発生状況

（ポイント）

- 死亡災害は 0 人で、3 年連続ゼロとなった。
- 死傷災害は 26 人で前年より 4 人(13.3%)減少した。
- 死傷災害は、「激突され」(5 人←前年 4 人)、「切れ・こすれ」(4 人←前年 7 人)、「飛来・落下」(4 人←前年 7 人)となっている。
- 起因物では、「環境等」(18 人←前年 12 人)、「木材加工用機械」(5 人←前年 6 人)、「用具」(3 人←前年 4 人)が続くが、「環境等」は全体の 69.2%を占めている。

### （4）陸上貨物運送事業の労働災害発生状況

（ポイント）

- 死亡災害はゼロで、前年より 1 人減少、死傷災害は 250 人で前年より 50 人(16.7%)減少した。
- 死傷災害の事故の型では、「墜落・転落」が最多(70 人←前年 90 人)であり、続いて「動作の反動・無理な動作」(49 人←前年 51 人)、「はさまれ・巻き込まれ」(34 人←前年 45 人)、「転倒」(23 人←前年 38 人)、「激突」(23 人←前年 23 人)、「交通事故」(16 人←前年 13 人)、となっており、「交通事故」以外は減少若しくは横ばいとなった。

死亡災害は、0 人で、平成 10 年以降ゼロとなるのは初めてのことである。陸上貨物運送事業における死亡災害は、この 10 年においては平成 26 年の 5 人が最多となっている。

死傷災害の事故の型ではトラック及びプラットホーム等からの「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作（腰痛）」、動力運搬機に「はさまれ・巻き込まれ」等が上位を占めている。「墜落・転落」や「転倒」は前年より大きく減少している。

なお、国土交通省の自動車輸送統計月報によると、一般貨物トラック事業者の輸送量は近畿においては、3・8・10・11・12 月の 5 か月間、前年比で減少しているが、年間平均では前年度輸送量を超えている。

陸上貨物運送事業での作業のうち、荷役作業は自社の管理下でない荷主先で行われることが多く「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく指導を災害

防止団体と連携し行ってきた。輸送量の増減にかかわらず、これらに取組むことが災害減少の一因と考えられる。

表 15 事故の型別死傷災害発生状況(陸上貨物運送事業)

	事故の型	発生件数	構成比	増減
1	墜落・転落	70	28.0%	-20
2	動作の反動・無理な動作	49	19.6%	-2
3	はさまれ・巻き込まれ	34	13.6%	-11
4	転倒	23	9.2%	-15
4	激突	23	9.2%	±0
5	交通事故	16	6.4%	+3

表 16 一般貨物トラック輸送量(出典 国土交通省自動車輸送統計月報)

2019年		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
前年同月	全国	101.1	100.2	100.2	100.9	97.2	96.5	100.1	97.4	103.6	95.4	96.5	95.7	98.7
比(%)	近畿	105.5	103.8	98.6	104.1	101.7	104.1	107.3	99.1	102.0	98.4	97.1	99.6	101.8

### (5) 小売業の労働災害発生状況

(ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡災害は1人で、前年と同数、死傷災害は254人で前年より6人(2.4%)増加した。</li> <li>死亡災害は、新聞販売業での交通事故(道路からの転落)によるものであった。</li> <li>死傷災害は、「転倒」が最多(64人←前年76人)であり、続いて「動作の反動・無理な動作」(50人←前年39人)、「交通事故」(36人←前年26人)、「墜落・転落」(34人←前年32人)、「切れ・こすれ」(19人←前年21人)となっている。</li> </ul>

死亡災害については、新聞配達業の死亡災害が、平成22年以降では24年を除き、毎年発生している。平成25年以降では9人に達し、うち6名は60歳以上の高年齢労働者である。

死傷災害は、4月～8月の間が前年と比べ増加している。消費税引き上げ前の駆け込み需要も一因と考えられる。

「転倒」災害は12人の減少となっているが、災害全体に占める割合は依然高い。

表 17 事故の型別死亡災害発生状況及び事故の型別死傷災害発生状況(小売業)

死亡災害			死傷災害				
	事故の型	発生件数		事故の型	発生件数	構成比	増減
1	交通事故	1	1	転倒	64	25.2%	-12
			2	動作の反動・無理な動作	50	19.7%	+11
			3	交通事故	36	14.2%	+10
			4	墜落・転落	34	13.4%	+2
			5	切れ・こすれ	19	7.5%	-2

(6) 社会福祉施設の労働災害発生状況

(ポイント)	
•	死傷災害は 232 人で前年より 18 人(8.4%)増加した。
•	死傷災害の発生原因は、「動作の反動・無理な動作」(84 人←前年 71 人)、「転倒」(57 人←前年 52 人)「交通事故」(32 人←前年 31 人)、となっており、いずれも増加した。

死傷災害は、平成 27 年以降 220 人前後で推移してきたが、平成 29 年からは 2 年連続で増加し、令和元(平成 31)年は 232 件となった。

事故の型では例年同様、「動作の反動・無理な動作(腰痛)」、「転倒」、「交通事故」が上位を占めているが、特に「腰痛」が 13 人、「転倒」が 5 人増加していることが、全体の災害増加原因となっている。

なお、京都府高齢者健康福祉課発表統計によれば、京都府内の介護サービス事業所の指定数は、近年増加を続けていたが、平成 30 年度には減少に転じている。一方、要介護等認定者数は、増加し続けており、介護労働者にかかる負担度合いが高まることが想定される。

表 18 事故の型別死傷災害発生状況(社会福祉施設)

	事故の型	発生件数	構成比	増減
1	動作の反動・無理な動作	84	36.2%	+13
2	転倒	57	24.6%	+5
3	交通事故(道路)	32	13.8%	+1
4	墜落・転落	24	10.3%	+1

表 19 京都府 要介護等認定者数 ※京都府高齢者健康福祉課発表統計

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要支援		38,280	39,808	40,440	40,408	44,594
要介護	1～2	50,167	52,258	54,440	56,449	57,016
	3～5	48,755	49,429	50,171	51,313	52,224
合計		137,202	141,495	145,051	148,170	153,834

表 20 京都府 介護サービス事業所指定状況 ※京都府高齢者健康福祉課発表統計

	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
居宅サービス等事業所	13,338	13,611	13,672	13,819	12,555
介護保険施設	250	252	253	252	250
合計	13,588	13,863	13,925	14,071	12,805

## (7) 飲食店の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死傷災害は114人で前年より22人(16.2%)減少した。
- 死傷災害の発生原因は、「切れ・こすれ」(27人←前年37人)、「転倒」(20人←前年22人)、「高温・低温の物との接触」(18人←前年20人)、「動作の反動・無理な動作」(14人←前年12人)となっており、「動作の反動・無理な動作」以外は減少している。

飲食店における死傷災害は、「切れ・こすれ」、「転倒」、「高温・低温の物との接触」は減少し、「動作の反動・無理な動作」は増加した。

飲食店の災害の特徴は、他の業種と比較して若年層の比率が高いことで、全業種では20歳未満の労働者が死傷災害に占める割合は2.1%であるのに対して、飲食店では12.3%を占め、全業種の20歳未満の被災労働者の28.6%を占めている。

安全衛生教育の行き届いていない、アルバイト等が業務に従事して被災していることも一因と考えられる。

表 21 事故の型別死傷災害発生状況(飲食店)

	事故の型	発生件数	構成比	増減
1	切れ・こすれ	27	23.7%	-10
2	転倒	20	17.5%	-2
3	高温・低温の物との接触	18	15.8%	-2
4	動作の反動・無理な動作	14	12.3%	+2

表 22 年齢別労働災害発生状況

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳
飲食店	12.3%	21.9%	13.2%	16.7%	22.8%	13.2%
全業種	2.1%	13.5%	13.6%	22.2%	24.3%	24.4%

京都府内の業種別労働災害発生状況  
令和元年 確定版 (対前年比較)

資料1

京都労働局

区 分 業 種	休業4日以上の死傷災害				死 亡 災 害		
	元年	30年	対前年 増 減	増 減 率 (%)	元年	30年	対前年 増 減
<b>全 産 業</b>	<b>2,389</b>	<b>2,478</b>	<b>-89</b>	<b>-3.6</b>	<b>48</b>	<b>9</b>	<b>39</b>
<b>製 造 業</b>	<b>448</b>	<b>458</b>	<b>-10</b>	<b>-2.2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	
食 料 品 製 造 業	148	153	-5	-3.3			
繊維工業・繊維製品製造業	25	15	10	66.7			
木材・木製品・家具等製造業	14	18	-4	-22.2			
パルプ・紙・印刷・製本業	29	26	3	11.5	1		1
化 学 工 業	30	29	1	3.4			
窯業土石製品製造業	10	13	-3	-23.1			
鉄鋼・非鉄金属製造業	16	11	5	45.5			
金属製品製造業	58	46	12	26.1			
一般機械器具製造業	44	45	-1	-2.2			
電気機械器具製造業	30	28	2	7.1			
輸送用機械等製造業	13	21	-8	-38.1		1	-1
電気・ガス・水道業	2	2	±0	—			
その他の製造業	29	51	-22	-43.1			
<b>鉱 業</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>-1</b>	<b>-50.0</b>			
<b>建 設 業</b>	<b>268</b>	<b>296</b>	<b>-28</b>	<b>-9.5</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>4</b>
土 木 工 事 業	48	50	-2	-4.0	1	1	
建 築 工 事 業	160	202	-42	-20.8	6	2	4
木造家屋等建築工事業	33	57	-24	-42.1	1		1
その他の建設業	60	44	16	36.4			
<b>運 輸 業</b>	<b>369</b>	<b>430</b>	<b>-61</b>	<b>-14.2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	
鉄道等・道路旅客運送業	117	129	-12	-9.3	1		1
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	250	300	-50	-16.7		1	-1
その他の運輸交通・港湾運送業	2	1	1	100.0			
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>64</b>	<b>77</b>	<b>-13</b>	<b>-16.9</b>			
林 業	26	30	-4	-13.3			
<b>商 業</b>	<b>358</b>	<b>363</b>	<b>-5</b>	<b>-1.4</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>-3</b>
小 売 業	254	248	6	2.4	1	1	
<b>金 融 ・ 広 告 業</b>	<b>32</b>	<b>23</b>	<b>9</b>	<b>39.1</b>			
<b>保 健 衛 生 業</b>	<b>317</b>	<b>288</b>	<b>29</b>	<b>10.1</b>			
社 会 福 祉 施 設	232	214	18	8.4			
<b>接 客 娯 楽 業</b>	<b>194</b>	<b>223</b>	<b>-29</b>	<b>-13.0</b>			
旅 館 業	38	43	-5	-11.6			
飲 食 店	114	136	-22	-16.2			
ゴルフ場の事業	18	15	3	20.0			
<b>清 掃 ・ と 畜 業</b>	<b>119</b>	<b>121</b>	<b>-2</b>	<b>-1.7</b>	<b>1</b>		<b>1</b>
ビルメンテナンス業	53	55	-2	-3.6			
産業廃棄物処理業	27	30	-3	-10.0	1		1
<b>そ の 他</b>	<b>219</b>	<b>197</b>	<b>22</b>	<b>11.2</b>	<b>37</b>		<b>37</b>
警 備 業	32	32	±0	—	1		1

※ 休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害数は死亡災害報告による。

# 令和元年 死亡災害発生状況（対前年比較）

資料 2

京 都 労 働 局

## 1 業種別発生状況

	令和元年	平成30年	増 減
全 産 業	48	9	39
製 造 業	1	1	
鉱 業			
建 設 業	7	3	4
運 輸 業	1	1	
農 林・畜 産・水 産 業			
商 業	1	4	-3
そ の 他	38		38

### 業種別発生状況のうち、建設業の内訳

	令和元年	平成30年	増 減
建 設 業 総 計	7	3	4
土 木 工 事 業	1	1	
建 築 工 事 業	6	2	4
木造家屋等建築工事業	1		1
そ の 他 の 建 設 業			

## 2 事故の型別労働災害発生状況

	令和元年	平成30年	増 減
事故の型別総計	48	9	39
墜 落・転 落	5	2	3
転 倒			
激 突			
飛 来・落 下	2		2
崩 壊・倒 壊	1	1	
激 突 さ れ	1		1
はさまれ・巻き込まれ		3	-3
切 れ・こ す れ			
踏 み 抜 き			
お ぼ れ			
高温・低温の物との接触	1		1
有害物等との接触			
感 電			
爆 発			
破 裂			
火 災	36		36
交通事故（道路）	2	3	-1
交通事故（その他）			
動作の反動、無理な動作			
そ の 他			
分 類 不 能			

## 3 起因物別労働災害発生状況

	令和元年	平成30年	増 減	
起 因 物 総 計	48	9	39	
動 力 機 械	原 動 機			
	動 力 伝 導 機 構			
	木 材 加 工 用 機 械			
	建 設 機 械 等	2		2
	金 属 加 工 用 機 械			
	一 般 動 力 機 械			
物 上 げ 装 置 運 搬 機 械	動 力 クレーン等			
	動 力 運 搬 機 械		4	-4
そ の 他 の 装 置 等	乗 物	1	1	
	圧 力 容 器			
	化 学 設 備			
	溶 接 装 置			
	炉 窯 等			
	電 気 設 備			
	人 力 機 械 工 具 等	1		1
用 具	1		1	
そ の 他 の 装 置・設 備	1		1	
仮 設 物・建 築 物・構 築 物 等	5	3	2	
物 質・材 料	危 険 物・有 害 物 等	36		36
	材 料			
荷				
環 境 等	1	1		
そ の 他	そ の 他 の 起 因 物			
	起 因 物 な し			
	分 類 不 能			

## 4 年齢別労働災害発生状況

	令和元年	平成30年	増 減
全 年 齢	48	9	39
19 歳 以 下		1	-1
20 歳 以 上 29 歳 以 下	18		18
30 歳 以 上 39 歳 以 下	12	1	11
40 歳 以 上 49 歳 以 下	10		10
50 歳 以 上 59 歳 以 下	3		3
60 歳 以 上	5	7	-2

## 5 監督署別労働災害発生状況

	令和元年	平成30年	増 減
京 都 労 働 局	48	9	39
京 都 上 署	5	3	2
京 都 下 署	1	2	-1
京 都 南 署	41	3	38
福 知 山 署			
舞 鶴 署	1	1	
丹 後 署			
園 部 署			

※データは死亡災害報告による。



# 令和元年 死亡災害一覧

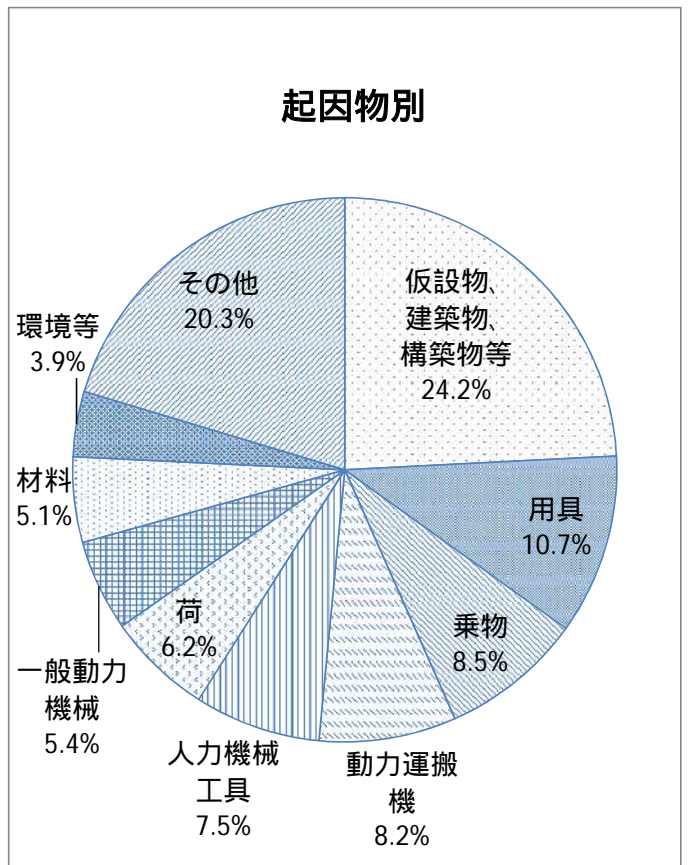
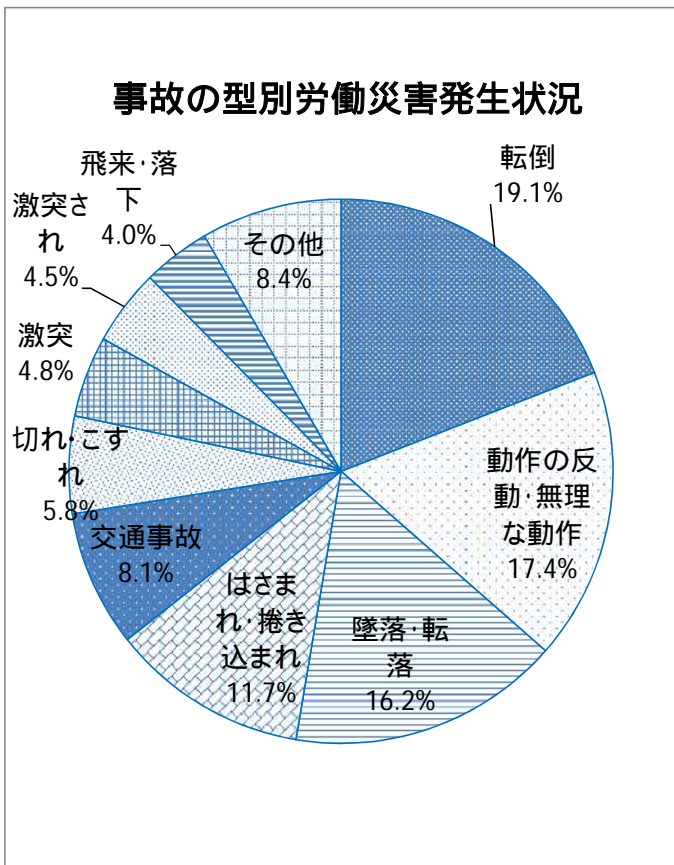
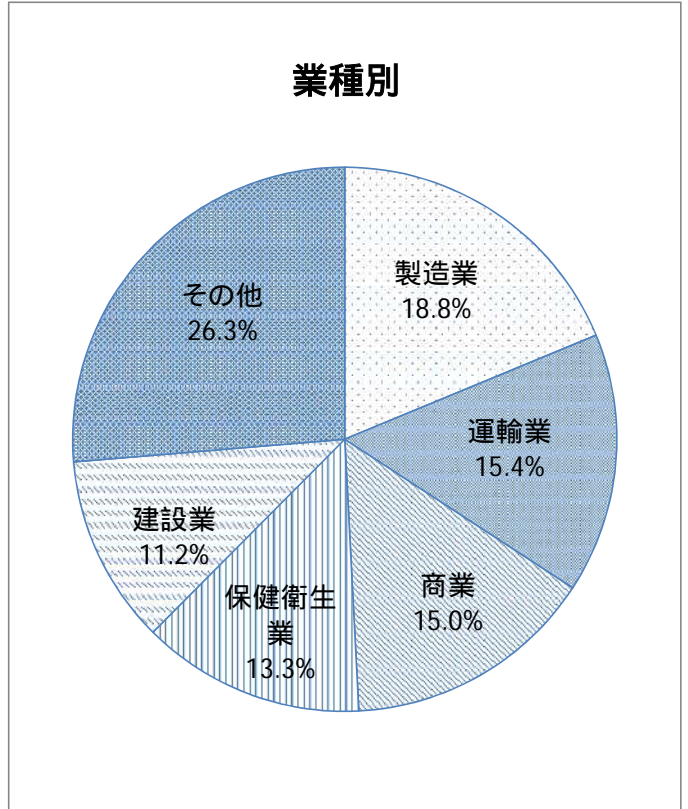
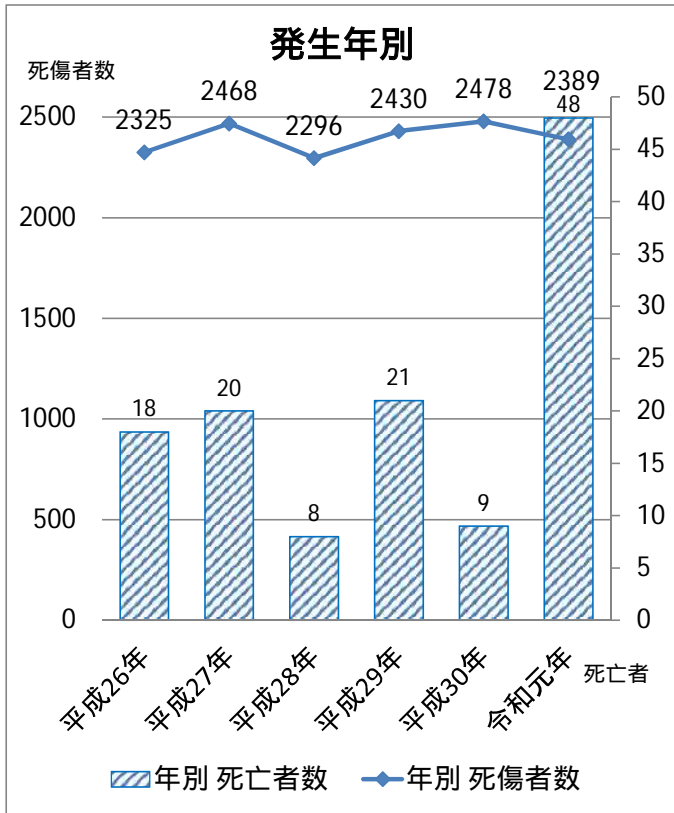
資料3

京都労働局  
確定版

	災害発生 月 時	業種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	1月 1時	清掃業 (産業廃棄物 処理業)	用具 (はしご等)	墜落、転落	男50代 10~29人	ごみ焼却施設内で、高所から転落して 倒れているところを発見された。
2	2月 15時	建設業 (木造家屋建築 工事業)	仮設物・建築 物・構築物等 (屋根、はり、もや、 けた、合掌)	墜落、転落	男70代 1~9人	屋根修繕工事(瓦取替)において、労 働者2名で外部足場解体作業中、1名 が下屋根(高さ3.26m)から墜落し た。
3	2月 10時	建設業 (河川土木工 事業)	建設機械等 (掘削用機械)	飛来、落下	男40代 1~9人	豪雨被害による河川護岸の工事において、ド ラグショベルを用いて土嚢(約1t)をつり下げ 中、重機が河川に転落し、河川内で、土嚢袋 を誘導、据え付け中の作業者が下敷きになっ た。
4	2月 10時	建設業 (鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	仮設物・建築 物・構築物等 (足場)	墜落、転落	男40代 1~9人	ホテル新築工事において、型枠の建て 込み作業中、足場外側に張られていた メッシュシートを突き抜けて足場外側 の地面まで落下した。
5	4月 11時	運輸交通業 (ハイヤー・タ クシー業)	乗物 (乗用車、バ ス、バイク)	交通事 故 (道路)	男70代 30~49人	タクシーで走行中、対向車線の大型ト レーラーと正面衝突した。
6	5月 15時	建設業 (鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	仮設物・建築 物・構築物等 (屋根、はり、もや、 けた、合掌)	墜落、転落	男20代 1~9人	建物改修工事において、外部足場を組 立て作業中、梁から足を滑らせて10階 から2階に墜落した(高さ約20m)。
7	6月 4時	商 業 (新聞販売業)	人力機械工具等 (人力運搬機)	交通事 故 (道路)	女50代 10~29人	自転車で新聞配達中、道路から畑の水 路脇に転落(高さ約3m)した。
8 43	7月 10時	映画・演劇業 (映画製作・配給業)	危険物・ 有害物等 (引火性の物)	火 災	男20代5名 女20代12名 男30代6名 女30代5名 男40代2名 女40代5名 男60代1名 計男14名女22名 総計36名 50~99人	侵入者の放火により被災した。
44	7月 17時	製造業 (紙加工品製造業)	環境等 (高温・低温環境)	高温・低温の物 との接 触	男40代 100~299人	工場内で製造作業中、熱中症により倒 れた。
45	9月 15時	その他 (警備業)	建設機械等 (高所作業車)	激 突 さ れ	男60代 30~49人	橋梁の点検作業において、高所作業車 が坂道を逸走し、交通整理中の警備員 に衝突した。
46	9月 11時	建設業 (鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	仮設物・建築 物・構築物等 (開口部)	墜落、転落	男70代 10~29人	荷揚用開口部の養生作業中、墜落(高 さ3m)した。
47	10月 11時	建設業 (鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	その他の装 置・設備 (その他の装置・設備)	飛来、落下	男50代 1~9人	超高压洗浄機でコンクリートはつり作 業中、誤って洗浄ノズルが自身の右腹 部に向き、裂傷した。
48	10月 11時	建設業 (その他の建築 工事業)	仮設物・建築 物・構築物等 (建築物・構築物)	崩壊、倒壊	男30代 1~9人	解体工事において、ブロック塀をコン クリートカッターで切断作業中、当該 ブロック塀が倒れ、下敷きになった。

全産業 48 【製造業1 鉱業0 建設業7 運輸業1 農林業0 商業1 その他38】

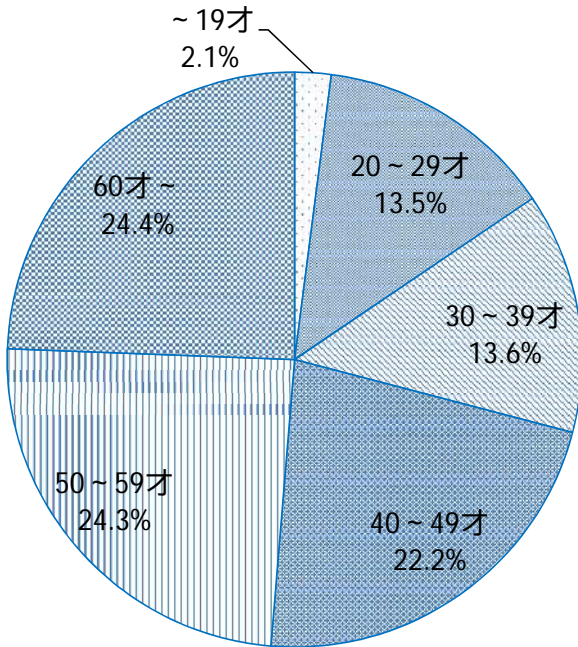
令和元年 労働災害発生状況(グラフ) その1



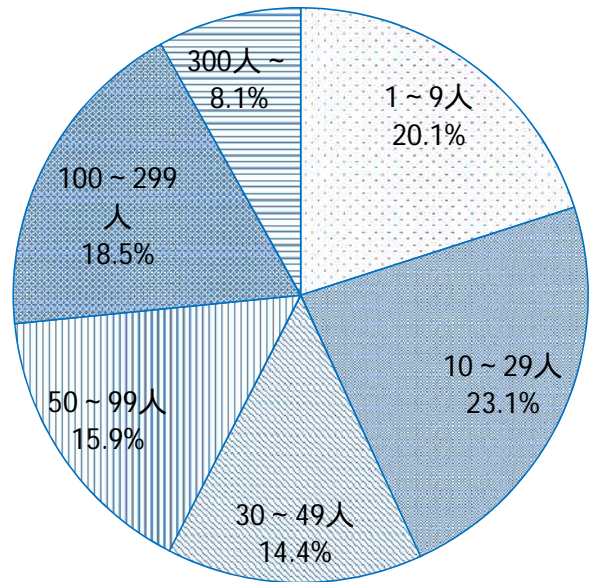
資料: 労働者死傷病報告

## 令和元年 労働災害発生状況(グラフ) その2

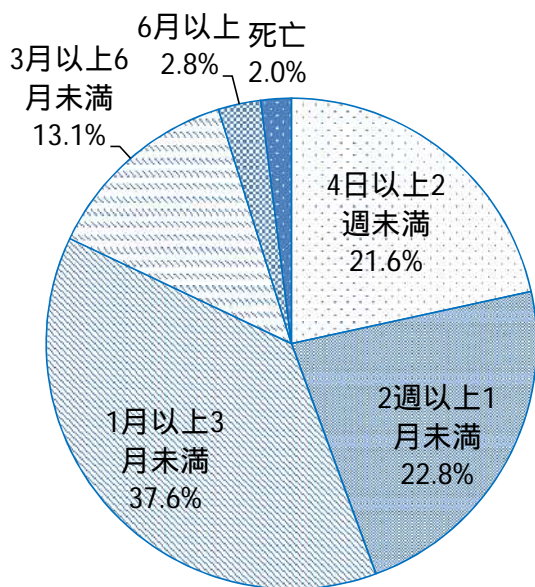
### 年令別労働災害発生状況



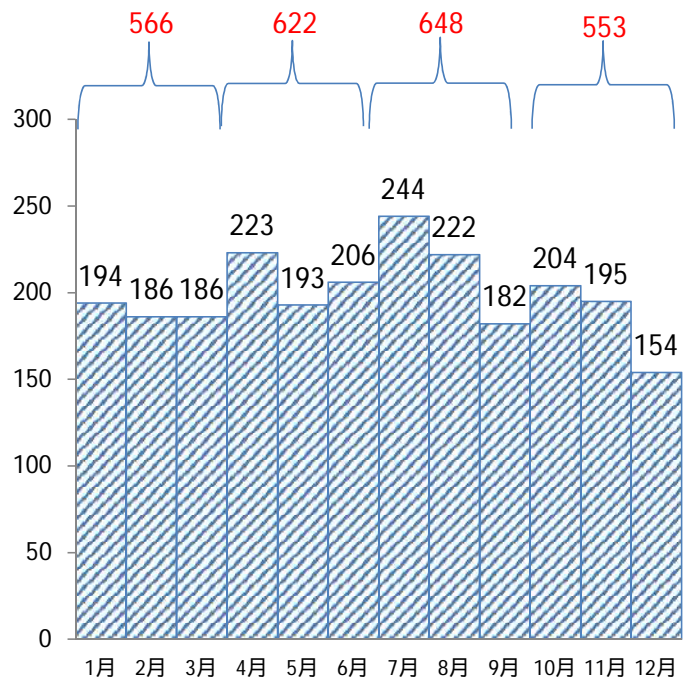
### 事業場規模別労働災害発生状況



### 災害程度別



### 月別



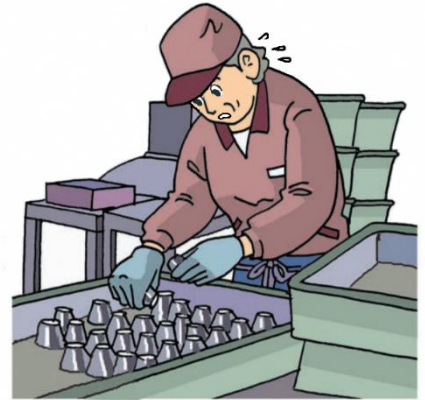
資料:労働者死傷病報告

# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

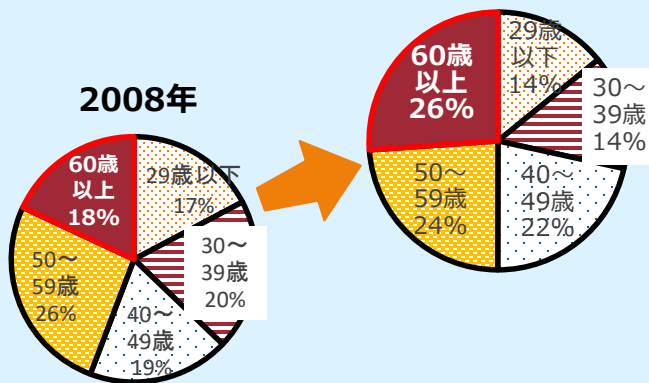
**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26% (2018年) で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

＜年齢別死傷災害発生状況 (休業4日以上) ＞  
2018年

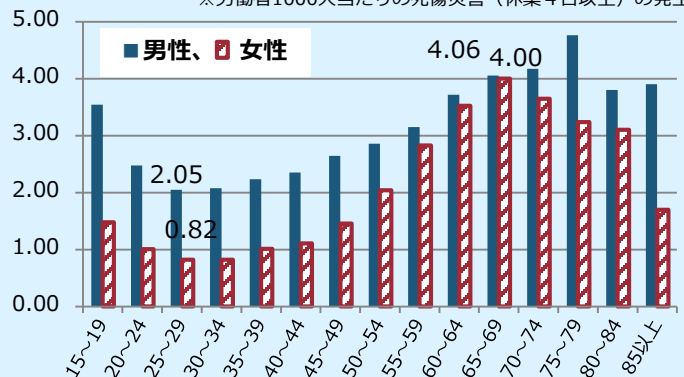


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、**休業も長期化しやすい**ことが分かっています。

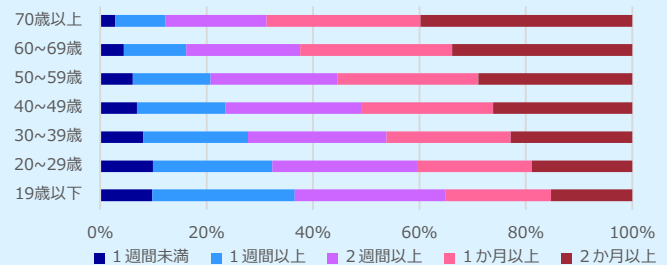
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年＞

※労働者1000人当たりの死傷災害 (休業4日以上) の発生件数



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

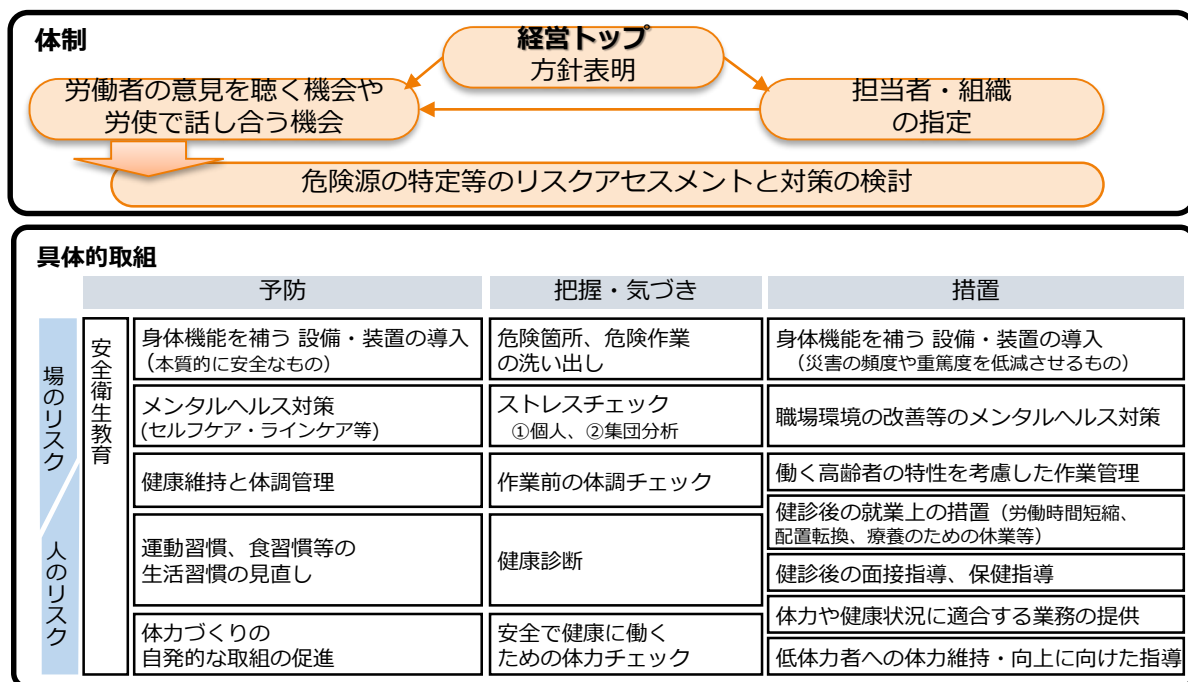
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



#### ❖考慮事項❖

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

#### ❖考慮事項❖

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



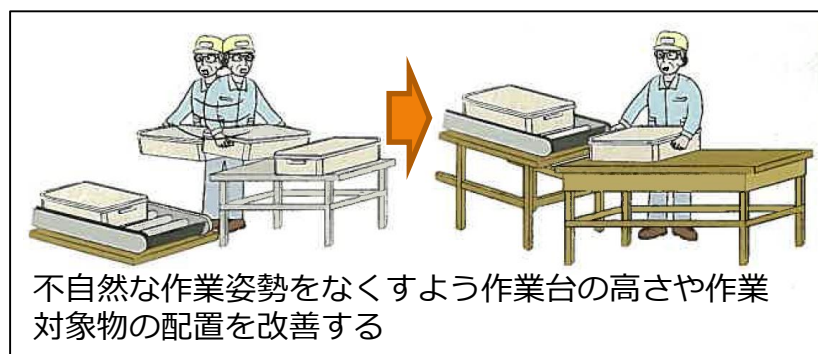
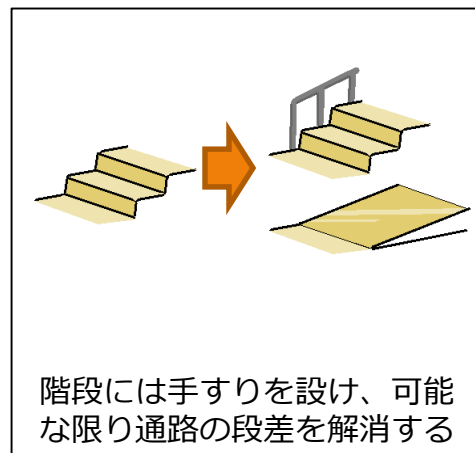
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態  
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### ↓対策の例↓



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

# ガイドラインの概要

## (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### ↓対策の例↓

#### <共通的な事項>

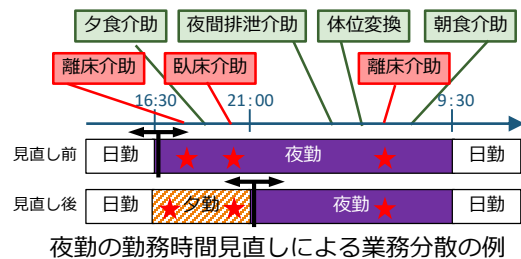
- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくなります（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

#### <暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

#### <情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例

## 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

### ↓取組の例↓

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



## (2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### ▼対策の例▼

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### ✿考慮事項✿

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要で

転倒等リスク評価セルフチェック票

#### I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）  
あなたの結果は  cm /  cm(身長) =

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）  
あなたの結果は  回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）  
あなたの結果は  cm

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

## 体力チェックの一例 詳しい内容は→



#### II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合算	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人につかまず、よけて歩けますか	<input type="text"/>	点	下記の評価表であなたの評価は	① 歩行能力(筋力)
2. 同年代に対して体力に自信はありますか	<input type="text"/>			② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は早い方だと思いますか	<input type="text"/>			③ 動的バランス
4. 歩行中、小さい段差に足を引かずにたまたまつた足の爪が出るおそれがありますか	<input type="text"/>	点	下記の評価表であなたの評価は	④ 静的バランス(閉眼)
5. 片足で立ったまま膝下を覗くことができませんか	<input type="text"/>			⑤ 静的バランス(閉眼)
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で簡単に歩けることができますか	<input type="text"/>			⑥ 動的バランス
7. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>	点	下記の評価表であなたの評価は	⑦ 静的バランス(閉眼)
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思いますか	<input type="text"/>			⑧ 動的バランス
9. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>			⑨ 静的バランス(閉眼)

合計点数 評価表

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を黒記し線で結びます  
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票(身体的特性)は赤字で記入)

## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。



## 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ✿考慮事項✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ✿考慮事項✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
  - ・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

### ↓対策の例↓

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

## 5 安全衛生教育

- (1) 高年齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
  - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

### ✿考慮事項✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

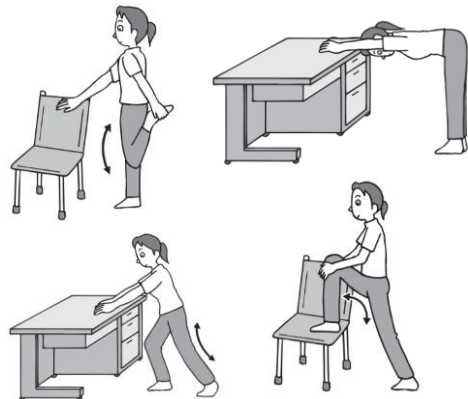
- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

## 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例  
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

- 厚生労働省ホームページ  
(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>  
(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ  
<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

## 国による支援等（令和2年度）

### エイジフレンドリー補助金（新設）

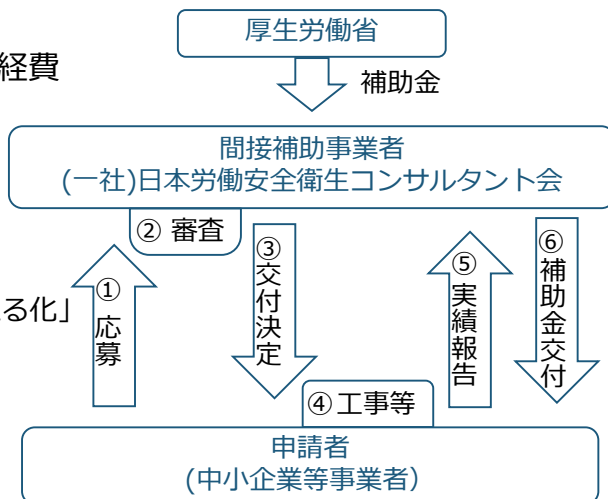
高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください  
※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

- 1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費  
【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
  - ・作業場内の段差解消
  - ・床や通路の滑り防止
  - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
  - ・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
  - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料でを行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

### 高齢者戦力化のための条件整備について

**65歳超雇用推進プランナー**  
**高齢者雇用アドバイザー**にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

### 65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



### 相談・助言

**無料**

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。  
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

